

令和7年

第1回市議会定例会 議案第34号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第113条第2号中「又は公衆浴場」を「または公衆浴場」に、「。ただし、宿泊又は貸室利用を伴う者を除く。」を「（宿泊または貸室利用を伴う者を除く。）（前号に該当する者を除く。）」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）において行われる当該学校の教育活動（別に定めるものに限る。次号において単に「教育活動」という。）に参加している幼児、児童、生徒もしくは学生またはこれらの者を引率する者（前2号に該当する者を除く。）

(4) 次に掲げる施設において行われる当該施設の行事（教育活動に類するものとして別に定めるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児または当該幼児を引率する者（第1号および第2号に該当する者を除く。）

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業または同条第12

項に規定する事業所内保育事業を行う施設

ウ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

エ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設

第114条中「150円」を「100円」に改め、同条ただし書中「引続き」を「引き続き」に改め、「，修学旅行の生徒および引率教師」を削り、「70円」を「50円」に改める。

第115条第2項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき入湯税に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、市長に提出し、およびその納入金を納入書によつて納入しなければならない。ただし、鉱泉浴場の経営を1月以上休止しようとする場合または廃止した場合には、その休止しようとする日または廃止した日までに徴収すべき入湯税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

3月1日から5月31日まで	その年の6月30日
6月1日から8月31日まで	その年の9月30日
9月1日から11月30日まで	その年の翌年の1月4日
12月1日からその年の翌年の2月末日まで	その年の翌年の3月31日

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(入湯税に関する経過措置)

第2条 改正後の第113条、第114条および第115条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。

(提案理由)

入湯税について、課税免除の対象者の範囲を拡大し、税率を引き下げ、
および申告納入に係る期限を毎年 6 月から翌年 3 月までの 3 か月ごとと
するため